

議案第68号

埼玉東部消防組合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、埼玉東部消防組合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

埼玉東部消防組合の経費の支弁の方法を変更することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

埼玉東部消防組合同規約の一部を変更する規約

埼玉東部消防組合同規約(平成24年指令地政第201号)の一部を次のように変更する。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

経費の区分		経費の内容	負担割合
共通経費		単独経費以外の組合の運営に係る経費	当該会計年度の直近前3年平均の普通地方交付税に係る消防費基準財政需要額の割合とする。
単独経費	土地取得	庁舎等消防施設整備のための土地取得に必要な経費	所在市町の負担により当該市町が事業執行する。
	庁舎建設	庁舎等消防施設の建設に必要な経費(消防局機能施設を除く。)	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	庁舎大規模改修	庁舎等消防施設の大規模改修に必要な経費(消防局機能施設を除く。)	所在市町の負担により組合が事業執行する。
	防火水槽	防火水槽の改修及び維持管理等に必要な経費	当該防火水槽が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	防火クラブ等	防火クラブ等の運営に必要な経費	当該防火クラブ等が所在する市町の負担により組合が事業執行する。
	その他必要な事業等	その他市町の事情により実施する事業に必要な経費	当該市町の負担により組合が事業執行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。